

特定投資家制度における期限日について

金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づく特定投資家制度における、当社の「期限日」の取扱いについて、金商法第 34 条の 3 第 2 項及び第 34 条の 4 第 6 項の規定に基づき、次の通り公表します。

1. 特定投資家と一般投資家

金融商品取引法において、お客様は金融商品取引に関し専門性を持つと見られる「特定投資家」とそれ以外の「一般投資家」に区分されます。

さらに投資家の申出により、契約の種類ごとに「特定投資家」と「一般投資家」の間で移行が可能な顧客の範囲が設けられています。

【特定投資家と一般投資家】

投資家区分	内容	具体例
特定投資家	一般投資家への移行不可	国
		日本銀行
		適格機関投資家
	一般投資家への移行可能	独立行政法人等の特殊法人
		預金保険機構
		外国法人
		特定目的会社
		上場会社
		金融商品取引業者等
		資本金 5 億円以上の株式会社
一般投資家	特定投資家への移行可能	上記以外の法人
		一定の条件を満たす個人（取引の状況等から合理的に判断して以下の要件に全て該当する個人） （1） 純資産 3 億円以上 （2） 投資性のある金融資産 3 億円以上 （3） 取引開始後 1 年以上経過
	特定投資家への移行不可	上記に該当しない個人

特定投資家制度における期限日について

お客様が①「特定投資家」である場合、②「特定投資家」へ移行された場合には、当社が金融商品取引業者として遵守すべき規制等の一部が適用から除外されます。

2. 移行手続き（金商法第 34 条、第 34 条の 2、第 34 条の 3）

「特定投資家」と「一般投資家」の間の移行は、契約の種類ごとに、当社所定の手続きを経て当社が承諾をした場合に、次の通り認められます。

- ① 「特定投資家」から「一般投資家」への移行は、お客様のお申出があるまで有効となります。
- ② 「一般投資家」から「特定投資家」への移行は、1 年以内に到来する「期限日」までとなり、「期限日」の翌日以降は、投資家区分が「一般投資家」となります。引き続き「特定投資家」としてのお取扱いをご希望される場合には別途更新手続きが必要となります。

また、特定投資家から一般投資家、一般投資家から特定投資家への移行は、次の 3 種類の契約ごとに可能です。

- ① 有価証券の売買関係
- ② 投資助言契約関係
- ③ 投資一任契約関係

なお、お客様は期限日前であってもいつでも、「特定投資家」から「一般投資家」への復帰の申出をして一般投資家へ復帰することができます。「一般投資家」から「特定投資家」へ復帰を希望される場合には、当社の担当者までご連絡ください。

3. 期限日

当社では、金融商品取引法において定められる特定投資家制度における「期限日」^Aについて、**毎年 6 月 30 日**と定めております。

「一般投資家」から「特定投資家」へ移行されたお客様が、引き続き「特定投資家」としてのお取扱いをご希望される場合には、別途更新手続きが必要となります。なお、更新手続

^A 「期限日」とは、金商法第 34 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 34 条の 4 第 6 項により準用される第 34 条の 3 第 2 項第 2 号に規定される、各「期限日」をいいます。

特定投資家制度における期限日について

きは「期限日」の一ヶ月前以降よりお申し出いただくことができます。

4. 適用除外となる行為規制等について

「特定投資家」として適用除外となる行為規制等の主なものについては、次の通りです。

- 広告等の規制（金商法第 37 条）
- 勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問又は電話により勧誘をする行為（金商法第 38 条第 4 号）
- 勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為（金商法第 38 条第 5 号）
- 勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（金商法第 38 条第 6 号）
- 適合性の原則（金商法第 40 条第 1 号）
- 取引態様の事前明示義務（金商法第 37 条の 2）
- 契約締結前の書面の交付（金商法第 37 条の 3）
- 契約締結時等の書面の交付（金商法第 37 条の 4）
- 保証金の受領に係る書面の交付（金商法第 37 条の 5）
- 書面による解除（金商法第 37 条の 6）
- 最良執行方針等を記載した書面の交付（金商法第 40 条の 2 第 4 項）
- 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（金商法第 43 条の 4）
- 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止（金商法第 41 条の 4、第 42 条の 5）
- 金銭又は有価証券の貸付け等の禁止（金商法第 41 条の 5、第 42 条の 6）
- 運用報告書の交付（金商法第 42 条の 7）

以上